

国際社会における日本のあり方

－ 特にPKO、PKFを中心とした国際協力のあり方 －

名古屋大学大学院法学研究科 松井 芳郎

はじめに

(1) 本意見の枠組：日本の国際協力一般ではなくPKO・PKFに関連する点のみ。

(2) PKO・PKFの定義：事務局資料1頁参照（これは第1世代のPKOの定義）。

1. PKOの誕生と確立：第1世代のPKO

(1) 国連の集団安全保障とその挫折

(2) PKOの誕生とその背景

* 本格化するのはUNEF-I (1956～67年)；ONUC (1960～64年)――二重の意味で冷戦の産物。

特定の理論ないし教義を背景に持つものではなく、現実の必要性から生み出された経験上の産物 憲章上の明文の根拠がない。(3)を参照。

(3) PKOの国連憲章上の根拠：事務局資料2頁参照

* 諸説があるが最も一般的なのは「第VI章半」説――具体的根拠規定がないことの表明。

* ICJ・ある種の経費事件勧告的意見(1962年)における合憲性の推定。

(4)の原則に従う限りにおいて合憲的なものとして加盟国の一般的承認を得てきた。

(4) PKOの諸原則：事務局資料3～4頁参照

(a) 非強制的原則：同意原則；武器の使用は自己防衛の場合（任務の遂行が武力で妨げられる場合を含む）に限る；受け入れ国の内政への不干渉。

(b) 中立性の原則：部隊派遣国からの利害関係国・大国の原則的排除；紛争当事者に対する中立。

(c) 国際性の原則：国連による統括；部隊派遣国の公平な地理的代表性；国連による費用負担。

* 同意原則の重要性：国連憲章と国際法の一般原則に基礎をおく。

同意が撤回されれば撤退しなければならない。

(5) 第1世代のPKOの評価

- * 集団安全保障とは理念を異にし、これにとって代わるものではない。またそれ自体として紛争の平和的解決に携わるものでもない。任務は停戦の監視、部隊撤退の確保など――この限定的な範囲では比較的良好にその役割を果たした（1988年にノーベル平和賞）。
- * 但し内戦に関与した場合に失敗例あり。

2. 第2世代のPKO：その背景と問題点

(1) 第2世代のPKOの登場

- * 背景：冷戦後における地域紛争の多発――ブラヒミ報告がいう intrastate/transnational conflict。
- * PKO派遣について安保理におけるコンセンサスが得やすくなった。
- * 地域紛争の特徴：多くは「国家構造崩壊型」の紛争。

(2) 第2世代のPKOの特徴

- * 量的拡大：件数の増大；規模の拡大。
- * 質的拡大：多機能型 (multifunctional) / 多分野型 (multidisciplinary) のPKO。
任務の複雑化・困難化；人的・物的資源調達の高コスト化；伝統的原則の動揺 (3) を参照。

(3) 第2世代のPKOが提起した問題

- (a) 強制措置と平和維持活動の並行的または継続的な実施：
 - * UNICOM (1991年～)；UNPROFOR (1992～95年)；UNOSOM-II (1992～95年)、など。
 - * 一定の強制権限を付与したPKOの登場：UNPROFOR、UNOSOM-II、など。
ブトロス・ガリ前事務総長の『平和への課題』（1992年）における「平和強制部隊 (peace-enforcement unit)」構想。
- (b) 同意原則の弛緩：
 - * 事務総長の『平和への課題』は平和維持活動の定義で「これまでは (hitherto) すべてに関係当事者の同意を得て」という。
 - * UNPROFOR、UNOSOM-II への強制権限付与はある意味では同意原則回避のため。
- (c) 部隊構成の変化――大国中心に。
- (d) 内政問題への関わりの強化：選挙の実施；内戦状況における人道的援助の支援など。
- (e) 中立原則の危機；停戦合意の一方当事者による侵犯；重大な人権侵害などの状況での中立の維持は重大な批判にさらされる
ブラヒミ報告。

(4) 第2世代のPKOの成功と失敗

- * 成功とされる例：UNTAC (1991～92年)；ONUSAL (1991～95年)；ONUMOZ (1992～94年)
- * 失敗ないしは成功/失敗が相半ばするとされる例：UNPROFOR；UNOSOM-II；UNAMIR (1993～96年)；UNPREDEP (1995～99年)

3. 最近の国連におけるPKOをめぐる議論：『平和への課題』からブラヒミ報告へ

(1) 『平和への課題』(1992年)と『平和への課題の補遺』(1995年)

* 『平和への課題』は冷戦終結の雰囲気を反映して積極的な国連像を提示：予防外交と平和形成(peacemaking)、平和維持、紛争後の平和構築(peacebuilding)の一体的把握；軍事力使用の重視。

* 批判と一定の揺れ戻し：(a) 総会の批判と『発展への課題』(1994・97年)。

(b) それまでの経験を踏まえて『平和への課題の補遺』(1995年)では――

- ・ 平和維持活動の原則の尊重を強調。
- ・ 平和維持活動と強制措置の混同を戒めた。

(2) ブラヒミ報告(2000年)の要点

* 『平和への課題』にならって予防外交と平和形成、平和維持、紛争後の平和構築の一体的把握を強調(ただし、各々の定義付けはやや異なる)、これらを合わせて「国連平和活動(United Nations peace operations)」と呼ぶ。

* PKOの「迅速かつ効果的な派遣(rapid and effective deployment)」を強調し、これを可能とするために多くの技術的な提言を行う(ここでは触れない)。

* ただし、ここでも軍事力重視の傾向は否定できない。

事務総長による批判。

(3) ブラヒミ報告の実施

* 事務総長の数次の報告；総会・安保理事会の諸決議；事務局内の改革、など。

4. PKOを中心とした日本の国際協力のあり方

(1) まず最初に確認しなければならないこと：

* 国際協力を平和維持の分野に限定して狭く捉えてはならない。

* 国連の政策は加盟国の意思によって決まることを再確認する。日本自身が望ましいと考える「国際協力」像を自主的に構築し、これを実現するように国連に働きかけるという側面を忘れてはならない。

* 出発点としての日本国憲法の原則：平和主義；国際協調主義；主権平等――これらは、前述の国際協力の理念に見事に一致する。

(2) ブラヒミ報告にいう「国連平和活動」への日本の協力

(a) 予防外交と平和形成：広範な協力が可能かつ必要。

(b) 平和維持：これまでの議論はPKFへの協力の可否に傾きすぎ。それ以外にも、特に第2世代のPKOについては広範な協力の余地がある――これらは当該PKOがPKOの諸原則を遵守することが前提。そのために国連機関に積極的に働きかける必要。

(c) 紛争後の平和構築：日本にとって最も積極的な協力が可能かつ必要な分野。